

中小事業者災害対応再エネ導入利子補給事業

茨城県では、再生可能エネルギーの導入支援を通じ、エネルギー価格高騰による事業者負担の軽減を図るとともに、地域における災害レジリエンスの強化を促進することを目的として、茨城県中小企業資金融資制度を活用して、太陽光発電設備及び蓄電池を導入する、災害時に事業継続の求められる事業者に対し、利子補給を実施します。

交付対象事業

茨城県内の事業所に太陽光発電設備又は蓄電池を設置し、原則、発電した電力を自家消費すること。

交付対象設備

太陽光発電設備及び蓄電池

(いずれか一方のみでも可。但し、蓄電池のみ利子補給を受ける場合、事業者において太陽光発電設備が導入済みであることを要件とする)

利子補給率

10/10

交付対象となる事業者

茨城県中小企業資金融資制度を活用して自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を設置し、かつ、災害時に事業継続が求められる事業者。なお、災害時に事業継続が求められる事業者とは、災害時に県民が生活を営むために、県民に直接サービスを提供する事業者のことを指します。

下記の3つの事業者に該当する必要があります(括弧内は具体例)

- ・生活必需品販売事業者(食料品売場、スーパーマーケット 等)
- ・交通関係事業者(バス、タクシー、物流サービス 等)
- ・その他の事業者(ごみ処理施設、その他知事が認めるもの)

※医療・社会福祉施設については、本事業による利子補給は受給できないこととする。

【お問い合わせ先】

再エネ導入レジリエンス強化関連事業支援事務局
(常陽産業研究所内)

電話：029-233-6735(平日9:00~17:00)

※申請書類等は上記事務局で受け付けます。提出方法等の詳細は、県ホームページをご確認ください。



茨城県

申請受付期間

令和6年7月30日（火）9時から8月9日（金）17時まで（必着・厳守）

※申請は、予算額の範囲内で先着順に受付します。

※予算額を超える申請があった場合は、受付を締め切ります。詳細は、県ホームページをご確認ください。

申請方法

電子メールまたは郵送（必着）

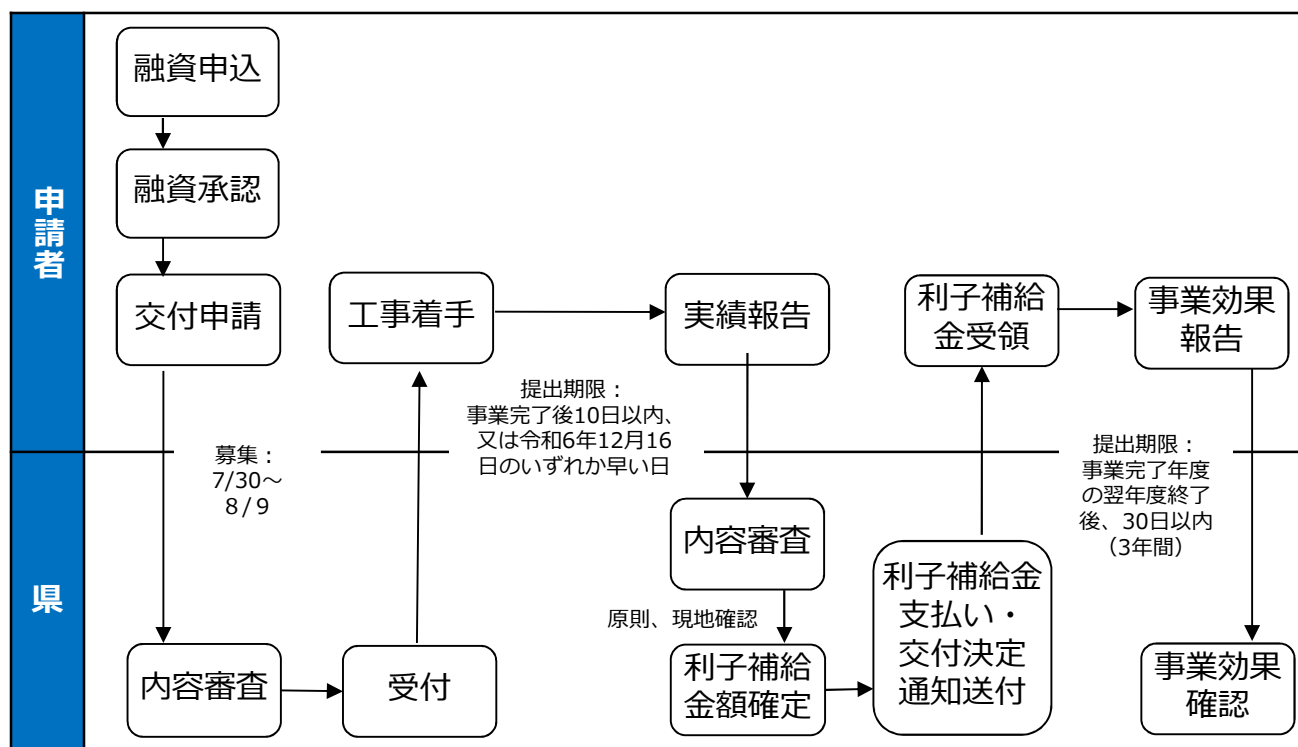
※申請書類、添付書類及び提出先は、県ホームページをご確認願います。

交付事業実施期限

令和6年12月16日（月）（厳守）

※本補助金は、国の交付金を財源としており、原則、実施期限の延長はできません。交付申請にあたっては、補助対象設備の納期や工事期間等を事前によくご確認ください。

主な手続きの流れ



※受付前に契約・発注、工事に着手した場合は交付対象外となります。

注意事項

- 申請書類の記載内容に不備がある場合や添付書類が不足している場合は、申請を受付できない場合や先着順の順番が後になる場合がありますので、十分確認した上で申請してください。
- 本事業は申請額が予算額を超過した時点で申請を打ち切りますのでご注意ください。

申請前に必ず、県ホームページにて詳細をご確認ください。

URL : <https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyu/energy-resilience.html>

